

第三次登米市環境基本計画 前期実施計画 (令和8年度～令和12年度)

令和8年3月策定
登 米 市

目 次

第1章 実施計画の基本的事項	1
1 実施計画の目的と位置付け	1
2 実施計画の期間	1
3 実施計画の運用	2
4 事業担当課等における施策・事業の進め方	2
5 第三次登米市環境基本計画の施策の体系	3
第2章 各施策における具体的な事業等	4
基本目標1【自然環境】	
豊かな自然環境を保全・再生し、未来に継承するため自然と共生するまち	4
基本目標2【生活環境】	
安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち	8
基本目標3【地球環境】	
カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するまち	14
指標と目標	19

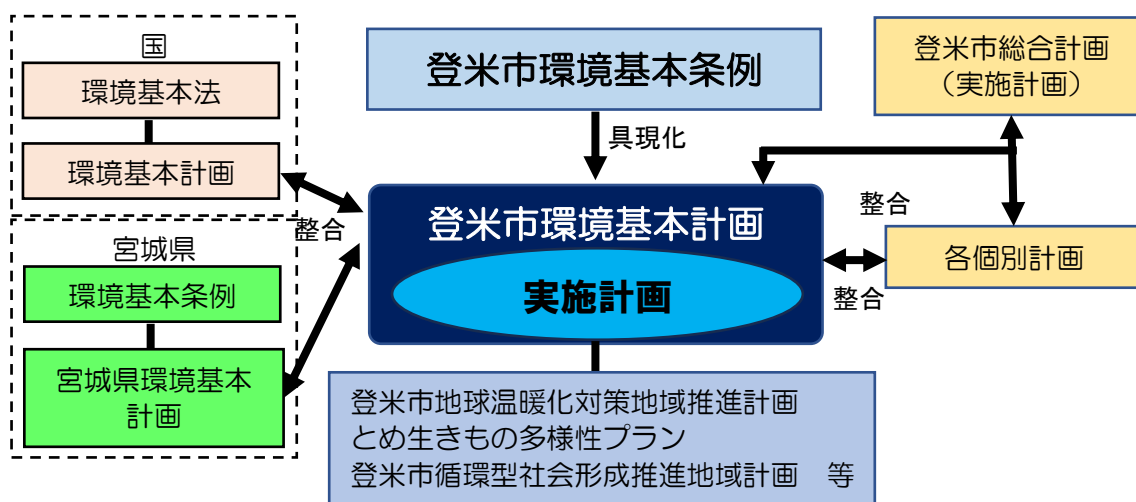
第1章 実施計画の基本的事項

1 実施計画の目的と位置付け

本市では、登米市環境基本条例に基づく登米市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、環境施策を推進してきました。

基本計画の実施計画は、基本計画における将来像や基本目標を実現するため、各環境施策の具体的な取組等を示し、進捗管理を行うため策定するものです。

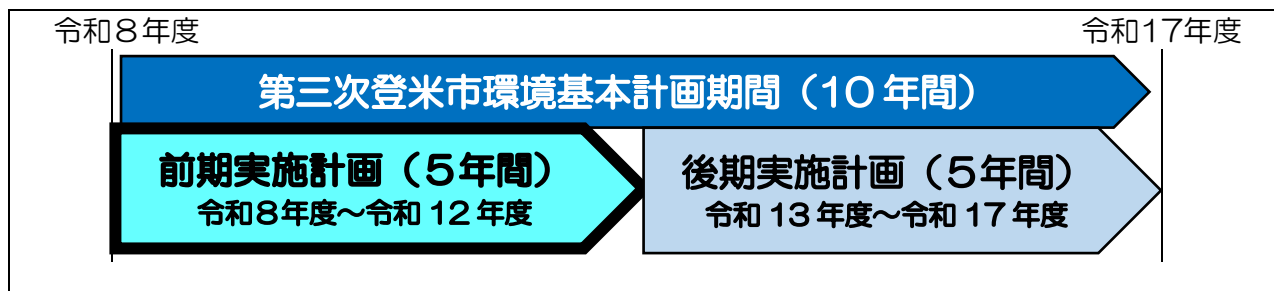
実施計画は、登米市総合計画実施計画や関連計画との整合性を図ることとします。



2 実施計画の期間

第三次登米市環境基本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間であり、計画の期間を5年ごとの前期・後期に区分し、実施計画を策定することから、前期実施計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

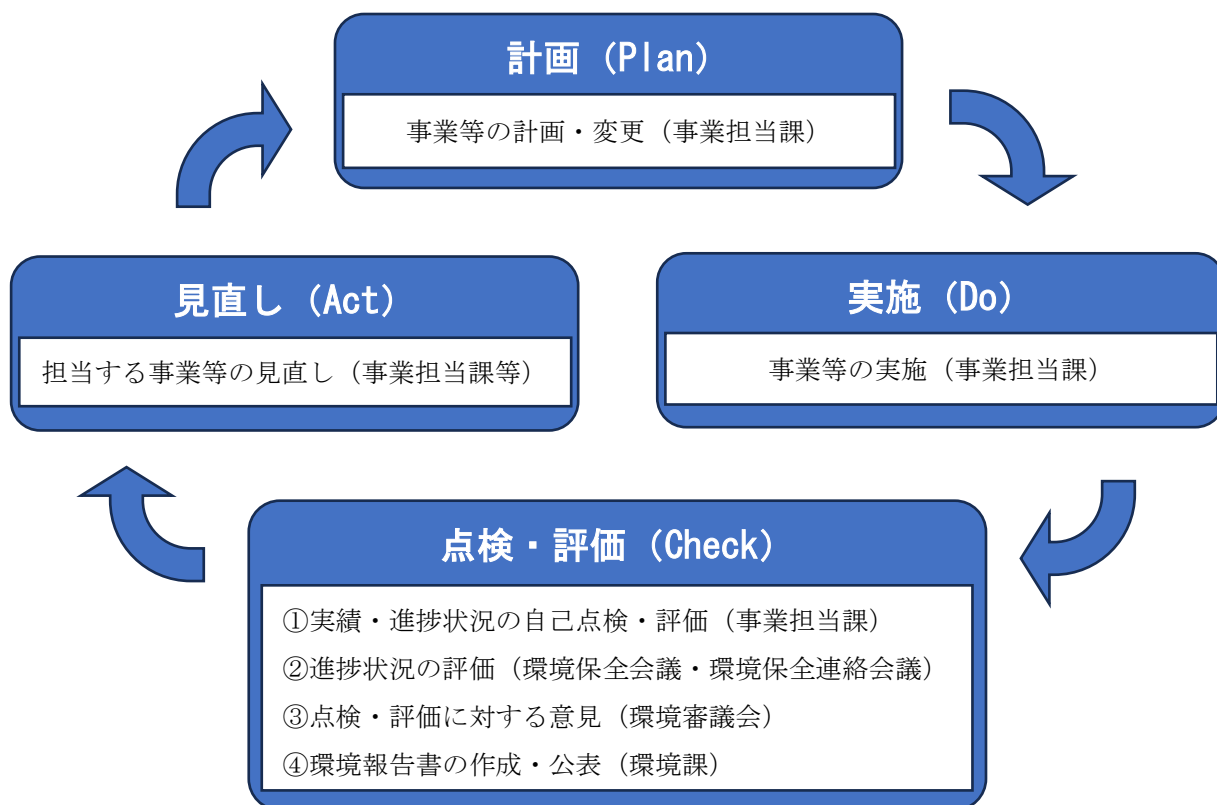
なお、前期終了時のほか、環境に関する社会情勢の変化や事業の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



3 実施計画の運用

実施計画の運用にあたっては、毎年度、各施策の具体的な事業や取組について、進捗状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまとめて公表するとともに、必要に応じて事業等の見直しを行います。

＜実施計画運用にあたっての役割分担＞



4 事業担当課等における施策・事業の進め方

事業担当課等は、以下の点を踏まえ担当する事業等を実施します。

- ① 環境基本計画に示す基本目標、取組方針、施策、第三次登米市総合計画の基本計画・実施計画、各種個別計画との整合性を図る。
- ② 気候や社会情勢の変化を踏まえ、緊急性、継続性、予算などの観点から、事業等の見直しを行い、必要に応じて事業の追加や廃止、変更を行う。
- ③ 計画と実績を検証し、その進捗状況や効果などを踏まえ事業等の見直しを行う。

5 第三次登米市環境基本計画の施策の体系

【将来像】あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ						
【基本目標】	【取組方針】	【施策】	相乗効果			
			自然	生活	地球	
基本目標1【自然環境】 豊かな自然環境を保全・再生し、未来に継承するため自然と共生するまち	(1) 自然環境の保全と活用	①自然環境保護活動の推進	○		○	
		②自然に親しめる空間の創出	○		○	
	(2) 生物多様性の保全と再生	①野生動植物の保護管理	○			
		②生物多様性の再生	○			
	(3) 自然と共生する農林業の推進	①環境保全型農業の推進	○		○	
		②森林環境の保全	○		○	
基本目標2【生活環境】 安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち	(1) 公害の未然防止	①大気・水質・土壌環境の保全	○	○	○	
		②騒音・振動・悪臭対策		○		
		③有害化学物質等対策	○	○	○	
	(2) 環境美化の推進	①不法投棄ごみ処理・未然防止対策	○	○	○	
		②地域と協働した環境美化・維持活動	○	○		
		③犬猫の適正飼育の啓発		○		
	(3) 循環型社会形成の推進	①4R運動の推進		○	○	
		②資源分別の徹底		○	○	
		③ごみの減量化		○	○	
		④一般廃棄物処理施設の適切な管理運営と長寿命化		○		
	基本目標3【地球環境】 カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するまち	(1) 温室効果ガス排出量の削減	①エネルギー使用量の削減		○	○
			②電気自動車等の普及促進		○	○
(2) 再生可能エネルギーの適切な導入		①再生可能エネルギーの適切な導入	○		○	
		②省エネや再生可能エネルギーの新技術導入			○	
(3) 温室効果ガス吸収源の確保		①森林吸収源の整備	○		○	
		②農地の吸収源対策	○		○	
共通事項	(1) 環境教育・学習・活動の機会創出	①環境教育・学習の推進	○	○	○	
		②環境活動の推進	○	○	○	
	(2) 普及啓発と情報共有の推進	①環境に関する普及啓発	○	○	○	
		②環境に関する情報提供	○	○	○	

※ 上記の表における「相乗効果」の欄は、それぞれの基本目標に対する施策について、他の基本目標にも関連し、効果が見込まれる個々の取組があることから、相乗効果が考えられる分野についても体系化し整理しているものです。(次ページ以降の同様です。)

第2章 各施策における具体的な事業等

基本目標1【自然環境】

豊かな自然環境を保全・再生し、未来に継承するため自然と共生するまち

(1) 自然環境の保全と活用

① 自然環境保護活動の推進

- ・ 市民が、河川や湖沼、森林などの自然環境保護に関わる機会を創出し、保護活動を推進します。
- ・ 地域コミュニティや各種団体、事業者と連携した環境保全活動を推進し、貴重な天然記念物などを保護するとともに、自然共生サイト（民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域や生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域で環境省が認定するもの）の創出を図ります。
- ・ 伊豆沼や長沼、平筒沼の水質改善を図るとともに、水生生物などの多様な生き物の生息・生育環境となる良好な湿地保全の取組を進めます。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	平筒沼いこいの森登米市自然環境保全事業	「平筒沼いこいの森登米市自然環境保全地域」の自然環境を保全するため、保全条例等に基づき適正な保全と維持管理に努めます。	○		○	環境課
2	クリーンアップ湖沼群	クリーンキャンペーンやクリーンアップ湖沼群を実施し、身近な水環境保全の普及・啓発に取り組みます。	○		○	環境課
3	渡り鳥飛来地との連携・協力	近隣のラムサール登録湿地の市町（大崎市、栗原市、南三陸町）と渡り鳥飛来地としての情報交換等に努め、連携・協力を図ります。	○		○	環境課
4	小中学校における緑化活動	小中学校における花壇づくりや植樹、学校農園活動などを通して、緑の大切さや自然環境保全の重要性について啓発を図ります。	○		○	生き生き学校支援室
5	文化財保護事業	樹勢の衰え等が見られた指定天然記念物樹木は、樹勢回復措置を実施し、適正な保存に努めます。	○			文化財文化振興課
6	景観計画の推進（景観計画区域における行為届出）	地域の景観の特性を踏まえて、景観計画に基づき良好な景観の形成を推進します。	○			住宅都市整備課
7	開発指導要綱に基づく開発指導	一定規模以上の土地開発事業については、登米市開発指導要綱に基づき、開発区域内の自然破壊の防止と緑地の適正な保全などについて、事業者に対して指導を行います。	○			住宅都市整備課

② 自然に親しめる空間の創出

- ・ サンクチュアリセンターや平筒沼いこいの森、さらに伊豆沼・内沼や森林などを活用し、自然に親しめる空間を創ります。
- ・ 森林公園などの公園・緑地施設の活用や、エコツーリズムや宮城オルレなどを通じて、本市の豊かな自然に触れ合える機会を創出します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	公園等の適切な維持管理	農村公園、森林公園、観光公園や都市公園、道路の植栽などについて、有害生物の大量発生を未然に防止し、利用者の安全を確保するとともに、人と自然とのふれあいが進むように、適切な維持管理に努めます。	○		○	農林振興課（森林公園） 観光物産戦略課（観光公園） 建設総務課（道路） 住宅都市整備課（農村公園、都市公園）
2	グリーン・ツーリズム推進事業	グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムを推進します。	○			観光物産戦略課
3	サンクチュアリセンター及び森林公園における各種事業	サンクチュアリセンターやその周辺の自然を環境教育の実践の場として活用し、さらには森林セラピー基地・登米森林公園を森林浴や森林体験などの多面的利用を通じて、緑豊かな森林とのふれあいの場として活用します。	○			環境課（サンクチュアリセンター） 農林振興課（森林公園）

(2) 生物多様性の保全と再生

① 野生動植物の保護管理

- ・ 多様な動植物の生息、生育環境の保全、再生を図るとともに、特定外来生物等についての防除・駆除により希少な在来種の保護に努めます。
- ・ 鳥獣被害防止のため、捕獲等による適正な個体数調整など、県や関係団体と連携を図り対策を講じます。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	外来魚駆除対策事業	在来種の多様性を保全するため、市民や市民団体等と連携し、特定外来種に関する啓発や駆除などを行います。	○			産業総務課
2	平筒沼のブラックバス・ブルーギル釣り大会による駆除	在来種の多様性を保全するため、地域コミュニティと連携して、特定外来種の啓発や駆除などを行います。	○			環境課
3	有害鳥獣対策事業	有害鳥獣捕獲等について、県や関係団体と連携を図り、適正な個体数の管理を行います。	○			農林振興課

② 生物多様性の再生

- ・ 地域における生物多様性の損失状況の把握、過去の自然環境の記録等の調査研究により、損失がある場所については、再生に向けた取組を推進します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	登米市いきもの多様性プランの推進	登米市いきもの多様性プランに基づく各種の取組を推進し、生物多様性の保全と再生を図ります。	○			環境課
2	生物多様性情報発信	生物多様性の必要性やネイチャーポジティブの重要性について、多くの市民、市民団体、事業者等の理解を促進するため、パネル展示や講座等による普及・啓発を図ります。	○			環境課
3	人と野生動植物の共生を考えるつどい	人と自然が共生する社会づくりのために、生物多様性などについて、市民、市民団体、事業者等が学び考える機会を提供し、関心と理解を深めます。	○			環境課
4	伊豆沼・内沼自然再生事業	在来種の多様性を保全するため、市民や市民団体等と連携し、特定外来種に関する啓発や駆除などを行います。	○			環境課
5	水産多面的機能発揮対策事業（平筒沼）	沼やため池等における外来生物の駆除や、水質改善のためのハス刈りなどの取組を支援し、水辺生態系の再生を推進します。	○			環境課

(3) 自然と共生する農林業の推進

① 環境保全型農業の推進

- ・ 環境保全米の発祥地として、環境保全型農業を継続して推進します。
- ・ オーガニックビレッジとして、有機農業の拡大など、人と生き物、環境との調和を重視した持続可能な農業を推進します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	地産・地消推進事業	自然と景観の保全に配慮しながら、地域で生産・加工された農林産物などの地域内での利用促進と、PRを通じて魅力や付加価値の向上を推進します。	○			観光物産戦略課
2	多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、農地等の地域資源の適切な保全管理を推進します。	○		○	農林振興課
3	農地整備事業	農村の豊かな自然環境の保全・回復や、動植物の生息空間としてのネットワークの確保など、環境との調和に配慮した農地整備を実施します。	○		○	農林振興課
4	学校給食における「登米市地域食材の日」の推進	市内農産物等を学校給食食材へ積極的に活用することで地産地消を促進します。	○			学校教育課

② 森林環境の保全

- ・ 間伐の実施等での適正な森林整備を推進し、将来にわたり森林の持つ公益的機能の保全に努めます。
- ・ オフセット・クレジット等の森林の持つ新しい価値を積極的に活用し、持続的な森林整備を推進します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	市有林管理事業	適正な森林施業を行い、里山の資源循環機能の確保に向けた取組により、多様で健全な森林の育成を推進するとともに、豊かな森の象徴であるイヌワシの生息環境の保全、再生を図ります。	○		○	農林振興課
2	森林を活かす木造建築支援事業	一般住宅や公共施設等への地域産木材の積極的な活用を推進します。	○		○	農林振興課
3	登米市公共施設木造化・木質化指針の推進	一般住宅や公共施設等への地域産木材の積極的な活用を推進します。	○		○	農林振興課



基本目標 2【生活環境】

安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち

(1) 公害の未然防止

① 大気・水質・土壌環境の保全

- ・ 県等の関係機関と連携を強化し、有害物質を使用する施設に対し、必要に応じて監視・指導を実施し、汚染防止に努めます。
- ・ 市内河川・湖沼の水質調査による監視を実施するとともに、下水道の整備、浄化槽の設置や市民への啓発等により、家庭等から排出される汚濁負荷の低減を図り、水質浄化に努めます。
- ・ 野焼きによる煙害・悪臭について、野外焼却が原則禁止されていることから、法令遵守の徹底を図っていくほか、例外的に認められたものについても煙害防止の啓発を図っていきます。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	公害相談への対応	公害相談について、一連の公害対応を実施した場合は、必要に応じて相談者に報告し了承を得るようにします。 ※騒音、振動、有害化学物質等に対しても同様の取組とします。		○		環境課
2	野焼きに対する指導	野焼きについて、関係機関と連携し、法令遵守の徹底が図られるよう原因者へ適切な指導を実施するとともに、市民に対し野焼き禁止に関する周知を行います。		○		環境課
3	公害防止協定の締結	公害防止協定の締結を必要とする事案が発生した場合は、公害防止協定を締結します。 ※騒音、振動、有害化学物質等に対しても同様の取組とします。	○	○	○	環境課
4	市内河川・湖沼の水質検査	市内河川・湖沼の水質検査を実施し、継続的な水質の監視に努めます。	○	○	○	環境課
5	公共下水道事業・農業集落排水事業	公共下水道の整備により汚水衛生処理率の向上を図るとともに、農業集落排水事業を含めた未接続世帯へ、引き続き接続促進を図ります。	○	○	○	経営総務課
6	浄化槽設置推進事業	浄化槽を設置する方に対して補助金を交付し、浄化槽の計画的な整備を促進し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ります。	○	○	○	廃棄物対策課
7	特定施設等の排水等に対する指導	特定施設等からの排水等に対し、規制基準が遵守されるよう、関係機関と連携し、適切に指導を行います。	○	○	○	環境課

② 騒音・振動・悪臭対策

- 工場等の騒音、振動問題に対しては、指導や監視を効果的に行うとともに、自動車騒音に対しても、騒音調査を実施しながら状況を把握し、騒音の低減について対策を検討します。
- 悪臭については、規制基準の遵守を徹底させるため、県等関係機関と連携しながら適切に対応していくとともに、苦情などについても、施設等への管理方法の改善指導などにより解決に努めます。
- 家畜排せつ物の悪臭については、事業主等に対し、家畜排せつ物を適正に管理するよう県等の関係機関と連携しながら指導します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	事業所等の悪臭に対する指導	悪臭の発生抑制について、臭気を発生させている事業者等に対し、適切な指導を行うほか、家畜排せつ物の悪臭については、事業主等に対し、適正な管理が図られるよう県等関係機関と連携しながら指導します。		○		環境課
2	畜産由来の公害・苦情に対する指導	悪臭の発生抑制について、臭気を発生させている事業者等に対し、適切な指導を行うほか、家畜排せつ物の悪臭については、事業主等に対し、適正な管理が図られるよう県等関係機関と連携しながら指導します。		○		農政課
3	工場等の騒音、振動問題に対する指導	工場等へ騒音・振動に関する環境基準や規制基準の達成を図るよう監視・指導を実施するほか、近隣騒音問題については、原因者に対し改善するよう指導します。		○		環境課
4	近隣騒音問題に対する指導	工場等へ騒音・振動に関する環境基準や規制基準の達成を図るよう監視・指導を実施するほか、近隣騒音問題（生活騒音）については、原因者に対し改善するよう指導します。		○		環境課
5	自動車騒音常時監視の実施	騒音規制法に基づき、市内路線の自動車騒音及び残留騒音等の測定を実施します。		○		環境課

③ 有害化学物質等対策

- 事業所からの有害化学物質の排出抑制を図り、必要に応じて有害化学物質を使用する施設の監視・指導を実施します。
- 汚染稲わらの処理については、国に対し、早急に対応するよう、継続して要望していきます。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	有害物質・有害化学物質使用施設に対する指導	有害物質を使用する施設に対し、県等関係機関と連携しながら、必要に応じて指導を行います。	○	○	○	環境課

2	放射性物質汚染稲わら処理事業	放射性物質に汚染された農林業系副産物（指定廃棄物）の適正な管理を行うとともに、国には早急な対応について、継続して要請を行います。	○	○	農政課
3	汚染牧草等処理事業	個人農家等が使用する草地の更新に合わせ、400 Bq/kg以下の汚染牧草等はすき込み、400 Bq/kgを超える汚染牧草等は堆肥化してすき込みや土壌還元など、施肥材としての活用による処理を推進します。	○	○	農政課

(2) 環境美化の推進

① 不法投棄ごみ処理・未然防止対策

- ごみの不適正処理や不法投棄の未然防止のため、環境パトロールや禁止看板等の設置、市公式LINEの通報システムの活用により、地域全体での監視体制の充実強化を図ります。
- 不法投棄について、違反行為が認められた場合には、必要に応じて警察とも連携し、不法投棄の縮減を図っていきます。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	不法投棄防止看板・監視カメラの設置	不法投棄が多発する市有地に不法投棄防止看板及び監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止と撤去指導を行います。	○	○	○	環境課
2	不法投棄通報システム	市公式LINEによる通報システムを活用し、早期の発見・対応に努めるとともに、撤去指導を行います。		○		環境課

② 地域と協働した環境美化・維持活動

- 地区の公衆衛生組合と連携し、公衆衛生の維持・向上などによる暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。
- 地域の一斉清掃、クリーンアップ湖沼群などの協働事業の実施により、地域の環境美化・維持の意識向上を図ります。
- アメリカシロヒトリなどの害虫駆除についても、適切な駆除時期を周知するとともに、公衆衛生組合等と連携して取り組みます。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	環境美化推進事業	環境パトロールを実施し、不法投棄の監視及び回収を行い、不法投棄をさせない景観づくりを推進します。	○	○		環境課
2	地区一斉清掃活動への支援	市民や各地域の市民団体等による緑化運動、一斉清掃などの環境活動を支援し、環境美化の活動を推進します。	○	○		環境課

③ 犬猫の適正飼育の啓発

- ・ 犬の飼育については、県等関係機関と連携し、マナーアップ講座などを開催するとともに、狂犬病予防接種などの機会に、飼い主の飼い方マナー向上を図っていきます。
- ・ 猫の飼育については、関係機関と連携して適正飼育についての啓発を実施します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	愛犬と飼主のマナーアップ講座	家庭犬しつけ方教室を開催し、飼い主に対して犬の飼い方のマナー向上を図ります。		○		環境課
2	犬のふん禁止看板の設置	犬のふんにより汚れが多く発生する公園や道路等に看板を設置し、飼い主に対して、飼い犬のふんの後始末を徹底するように啓発を図ります。		○		環境課
3	犬猫の適正飼育の啓発	犬猫の適正飼育について、公衆衛生組合等と連携して啓発を図ります。		○		環境課

(3) 循環型社会形成の推進

① 4 R運動の推進

- ・ ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するため、最も優先度の高いリフューズ（ごみになるものはもらわない）、リデュース（購入量、使用量を減らす）の浸透に向けて、4 R運動を推進します。
- ・ ごみの分別やリユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の取組を市の施設が率先して実行し、4 R運動を普及啓発します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	ごみの減量化・再資源化の推進	ごみの減量化・再資源化を図るため、市民はじめ事業者に対して、ごみの分別や出し方について収集カレンダーやホームページ、出張市役所等を活用し、普及啓発を図ります。		○	○	廃棄物対策課
2	施設見学体験学習	小学生や団体の施設見学、中学生や高校生の職場体験等も活用しながら、ごみの出し方・分け方等に係る普及啓発に努めます。		○	○	クリーンセンター

② 資源分別の徹底

- ・ 広報紙やホームページ等を活用して、ごみの出し方・分け方等の情報提供を充実していくとともに、子どもや高齢者、転入者などにとって分かりやすい内容になるよう努めます。
- ・ 家庭ごみに対しては、ごみ集積所の設置を支援し、ごみ収集体制を充実させるとともに、事業者に対しても啓発を行い、資源分別の徹底を図ります。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	ごみ集積所設置費補助金	環境美化意識の高揚と計画的なごみ収集を促進するため、ごみ集積所を新設又は全面改築する行政区等に対し、設置費用の一部を支援します。		○		廃棄物対策課
2	バイオディーゼル燃料推進事業	廃食油回収によるごみ減量化の推進及び廃食油燃料の活用により、地球温暖化防止、水質汚濁防止に資する取組を実施します。		○	○	廃棄物対策課

③ ごみの減量化

- ・ 食品ロス削減に向けた普及啓発や団体による資源ごみ回収の奨励などに取り組み、ごみの減量化を図ります。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	資源ごみ回収報奨金交付事業	ごみの減量と資源に対する市民意識の高揚を図るため、資源ごみの回収を計画的に実施する団体に対し報奨金を交付します。		○	○	廃棄物対策課
2	資源回収物売却事業	粗大ごみ処理施設の選別工程等で発生する資源物の回収に努めるとともに、分別等により資源化を図ります。		○		クリーンセンター
3	ごみ指定袋有料化事業	ごみ指定袋の購入により受益者負担の適正化を図り、安定したごみ処分サービスの提供と資源化を推進します。		○		クリーンセンター
4	プラスチックごみの減量・再資源化	プラスチックごみの適正な分別排出の普及啓発に努め、プラスチックごみの減量・再資源化に取り組みます。		○	○	廃棄物対策課
5	フードドライブの推進	食べきれない食品を回収し、必要とする方へ提供するフードドライブを実施し、食品ロスの削減を図ります。		○		廃棄物対策課

④ 一般廃棄物処理施設の適切な管理運営と長寿命化

- ・ 安全かつ適正なごみ処理及び一層の資源化を促進し持続するため、一般廃棄物処理施設の計画的で適切な管理運営を図ります。
- ・ 家庭から排出されるし尿や農業集落排水汚泥等を炭化肥料に再生し、園芸や農地等への利用促進を図ります。
- ・ 一般廃棄物処理施設の計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化に努めます。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	可燃ごみ・粗大ごみ処理施設等定期修繕事業	施設の安定稼働を維持するため、定期点検・修繕計画を作成し、計画的に設備の修繕を行います。		○		クリーンセンター

2	衛生センター設備定期修繕事業	施設の安定稼働や長寿命化を図るため、保守点検や計画的な修繕を実施するなど、適切な管理運営に努めるとともに、製造する炭化肥料の農地還元等の利用促進を図ります。	○	衛生センター
---	----------------	--------------------------------------------------------------------------------	---	--------



基本目標3【地球環境】

カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するまち

(1) 温室効果ガス排出量の削減

① エネルギー使用量の削減

- ・ 電気、ガス等の使用量の見える化を図り、省エネやエネルギー転換による家庭や事業所の温室効果ガス排出量削減を推進します。
- ・ 市役所では、率先して省エネ等の徹底を図り、温室効果ガス排出量削減に取り組みます。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画の推進	2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めていきます。		○	○	環境課
2	ゼロカーボンシティの普及啓発	市民・事業者・市役所が一体となって、省エネルギー行動などの取組を推進するため、CO2家計簿や省エネ情報の発信などを通じて普及啓発を図ります。			○	環境課
3	登米市役所における温室効果ガス排出量削減の取組推進	市が事業者として、市の事務・事業における省エネルギー機器の導入、省エネ行動、環境マネジメントシステムの運用などを実施し、率先して温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。			○	環境課
4	公共施設の省エネ対策	公共施設へLED照明などの省エネルギー仕様の設備・機器の導入を図ります。			○	総務課 建築営繕課
5	クールビズ・ウォームビズの推進	市役所が率先して全庁一体的なクールビズ・ウォームビズに取り組むとともに、市公式ホームページ等を通じて、市民・事業者等への普及啓発に努めます。			○	市長公室（市役所） 環境課
6	グリーン購入の推進	物品等の調達に当たっては「登米市グリーン購入調達方針」に基づき、市役所内での環境負荷の少ない製品の購入を推進するとともに、市ホームページ等を通じて、市民や事業者等に対する啓発を図ります。			○	総務課（市役所） 環境課
7	エコドライブの推進	公用車の整備状況や運行状況を整理することにより、公用車のエコドライブの意識向上に努めるとともに、市民や事業者等のエコドライブの普及啓発を図ります。		○	○	総務課（公用車） 環境課

② 電気自動車等の普及促進

- ・ 石油を燃料としない電気自動車等の普及を図ります。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	公用車へのエコカー導入の推進	公用車の更新に当たっては、環境への負荷が少ない低公害車（通称・エコカー）の導入を推進します。		○	○	総務課

2	電気自動車等導入支援事業	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車や燃料電池自動車を購入する市民、事業者を支援し、導入を推進します。		○	○	環境課
---	--------------	-------------------------------------------------------	--	---	---	-----

(2) 再生可能エネルギーの適切な導入

① 再生可能エネルギーの適切な導入

- 家庭や事業所における太陽光発電や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 大規模な太陽光発電などは、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、事業に係る地域住民の合意形成や法令順守を徹底することで、自然環境、景観や生活環境に影響を及ぼすことがないよう適切な導入を図ります。
- 太陽光発電については、廃棄方法の開発動向を注視するとともに、市民や事業者にも廃棄を含めた設備全体のライフサイクルを踏まえた導入を促します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業	市民や事業者の木質バイオマス燃焼機器等の再生可能エネルギー設備設置費用の一部を支援し導入を推進します。			○	環境課
2	再生可能エネルギーの適切な導入促進	自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和に関する条例に基づき適切な導入を図ります。	○		○	環境課

② 省エネや再生可能エネルギーの新技術導入

- 現在、開発研究されている様々な省エネ・再生可能エネルギーの新技術について、社会実装に合わせた導入に関する情報収集と調査研究を行います。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	再生可能エネルギーの新規技術等の調査研究	ペロブスカイト太陽光電池などの新技術の開発状況等などについて、調査研究を行い、社会実装に向けた支援等を検討します。			○	環境課

(3) 温室効果ガス吸収源の確保

① 森林吸収源の整備

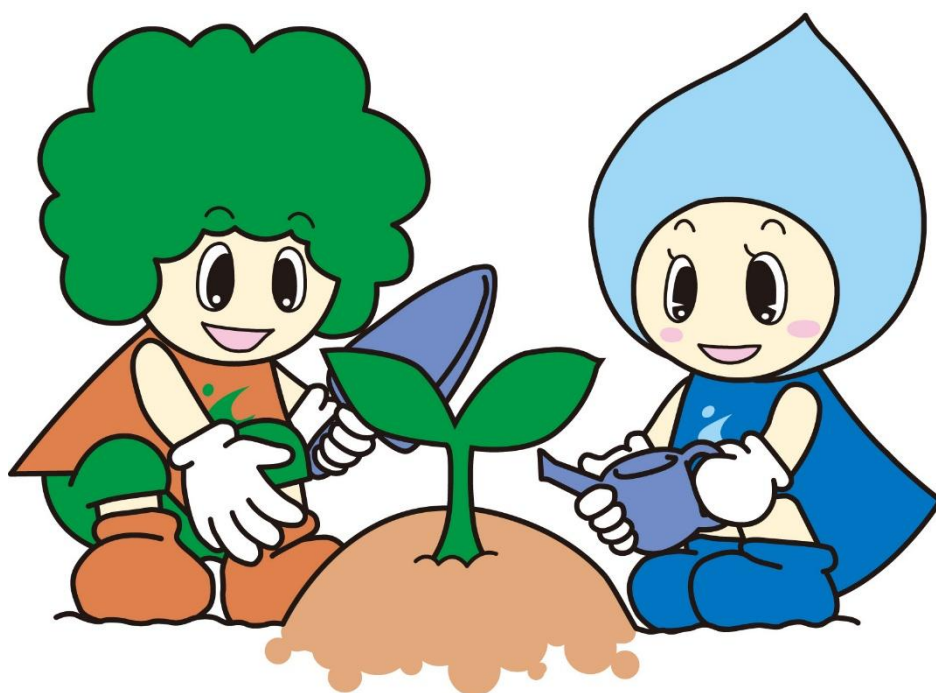
- オフセット・クレジット等の森林の持つ新しい価値を積極的に活用し、持続的な森林整備を推進します。
- 『「森の国・木の街」づくり宣言』に参画し、木材利用の推進及び木材利用効果の見える化に取り組みます。
- 未利用間伐材等について、木質バイオマスエネルギーでの利活用を促進し、地域林業の活性化を図ります。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	市民参加の新たな森林づくり推進事業	森林は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止の役割を果たすなど、人と地球にとって大切な資源であることについて、植樹祭の実施を通して周知を図ります。	○		○	農林振興課
2	緑の少年団活動の支援	緑の少年団の活動に対して支援を行います。	○		○	農林振興課

② 農地の吸収源対策

- ・ 有機農業、環境保全型農業、資源循環型農業による堆肥やバイオ炭の施用など、農地への吸収源対策を推進します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	有機農業産地づくり推進事業	本市の強みである環境保全型農業の次のステップとして、農業者や関係機関等との連携により、有機農業の取組を支援し、人と生き物に優しい安全・安心な農業を推進します。	○		○	産業総務課 農政課



各目標に共通する施策

(1) 環境教育・学習・活動の機会創出

① 環境教育・学習の推進

- 子どもたちだけでなく、一般市民も対象とした環境出前講座など、環境について学習できる機会の創出に取り組みます。
- 地域の環境教育リーダーを育成するとともに、学校と地域コミュニティなどが一緒に、地域の自然環境の変遷を学ぶ機会を創出し、取組等の継承を推進します。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	環境教育・学習事業（環境出前講座等）	環境出前講座の総合的な環境学習プログラムを充実させ、市内小中学校の児童・生徒、市民などが環境について学習する機会を創出します。	○	○	○	環境課
2	環境教育リーダーの育成	環境教育リーダー育成講座などを開催し、地域の環境教育及び環境保全活動の中核となる人材を育成します。	○	○	○	環境課

② 環境活動の推進

- クリーンアップ湖沼群などの活動、環境に関する講演会等への参加者増加を図るとともに、地域と連携した環境保全活動の創出を図ります。
- 地域コミュニティや市民団体等の活動と、事業者のCSR活動との連携ができるよう支援し、地域の環境保全活動の活性化を図ります。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	登米市環境市民会議による環境活動	登米市環境市民会議と連携・協働し、環境保全活動や環境関連の講演会などを開催するほか、市民や学校、各種団体のネットワークの強化を図ります。	○	○	○	環境課
2	市民や地域の団体等の環境活動の支援	登米市緑化推進事業や多面的機能支払交付金等、道路愛護団体への支援など、市民や市民団体による緑化運動、一斉清掃などの環境活動を支援します。	○	○	○	建設総務課
3	がんばる地域づくり応援交付金	地域コミュニティ組織による環境保全に関する取組を支援します。	○	○	○	市民協働課

(2) 普及啓発と情報共有の推進

① 環境に関する普及啓発

- 環境に関する講演会、出前講座、出張市役所などのほか、市のイベント等での周知活動を通して、環境課題に対する取組等の普及啓発を図ります。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	各種イベント等での環境保全活動の普及啓発	登米市環境市民会議をはじめ各種団体と連携し、市のイベント等において、市民や事業者に環境保全の普及啓発を行います。	○	○	○	環境課
2	市民団体等が相互に情報共有する機会の創出	市民や団体の取組について、講座や市公式ホームページ等で積極的に事例紹介するなど、情報共有する機会の創出を図ります。	○	○	○	環境課

② 環境に関する情報提供

- ・ 環境に関する情報を更新しながら、市のホームページ等での発信を通して、学校や地域コミュニティ等に環境に関する情報を分かりやすく提供していきます。
- ・ 地域コミュニティや市内団体、事業者等が実施している有効な取組情報について、広く共有を図ります。

No.	事業等名	内容	相乗効果			担当
			自然	生活	地球	
1	環境活動に関する情報の提供	国や県等の施策や有効な取組事例など、市民や事業者の環境活動に有効な情報を収集し、提供します。	○	○	○	環境課
2	登米市の環境に関する情報の提供	気候の変化をはじめ、市内の環境に関する情報を、市広報紙やホームページ等を活用し情報提供します。	○	○	○	環境課



2 指標と目標

第三次計画の基本目標の実現に向けた主な指標と目標

基本目標	指標項目	項目説明	単位	基準 (R6)	前期目標 (R12)	目標 (R17)	総合計画 ※1
1	自然共生サイトの認定箇所数	環境省による自然共生サイトの認定箇所数	箇所	1	2	3	
	外来生物駆除作業を実施した箇所数	外来生物駆除作業を実施した場所（陸上植物含む）	箇所	3	5	6	
	環境保全型農業の取組面積	環境保全型農業に取り組んだ面積	ha	7,211	7,958	8,280	○
	森林の間伐面積	森林管理で年間に間伐する面積	ha	137	240	240	
2	市内湖沼の平均COD濃度	伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼の水質汚濁の指標となるCOD（化学的酸素要求量）濃度の平均	mg/L	12.8	8.0	6.0	○
	不法投棄処理件数	環境パトロールによる不法投棄処理件数	件	81	60	40	
	市民1人1日当たりのごみ排出量（生活系ごみ）	生活系ごみ総排出量を人口及び365日で除した率	g/人・日	589	550	520	○
	ごみの再資源化率	集団資源回収・事業者の再資源化量を含むごみの再資源化率	%	25.4	28.0	30.0	○
3	市の事務事業から排出される温室効果ガス削減率	市役所の事務・事業により排出される温室効果ガスの2013年度に対する削減率（2013年度：31,644t-CO2）	排出量 t-CO2（削減率%）	22,436（△29.1）	15,822（△50.0）	12,658（△60.0）	
	有機農業の取組面積	有機農業に取り組んだ面積	ha	152	217	300	○
	市民参加の新たな森林づくりの植樹面積	市民参加の新たな森林づくりで植樹した延べ面積（累計）	ha	7.4	10.4	14.0	
	太陽光発電システムの設置件数	太陽光発電システム（10kw未満）の累計設置件数（累計）	件	3,059	4,000	5,000	○
共通	環境課題に対する理解度	小学校5年生と中学校3年生の環境に関する言葉（※2）の理解度	%	23.8	60.0	80.0	
	環境教育実践事業や環境美化活動の参加者数	環境出前講座や環境関係講演会、クリーンアップ湖沼群などへの参加者数	人	1,425	1,850	2,500	○
	環境教育リーダーの登録者数	環境教育リーダーの登録者数（累計）	人	35	43	50	

※1 総合計画の欄の○印は、第三次登米市総合計画における代表的な指標としているもの

※2 理解度を確認する言葉：生物多様性、ラムサール条約、地球温暖化、気候変動、再生可能エネルギー、カーボンニュートラル、酸性雨、PM2.5、循環型社会、4R運動